明治三十八年三月三日（金曜日）　THE YORODZU CHOHO.　（萬朝報）　第四千四百三十一號

萬朝報

朝報社

言論

現政府の地位

政府ハ内閣官制第二十二條ニ曰ク、「内閣ハ内閣総理大臣ノ職務ヲ輔弼シ、内閣ノ職務ニ関シ、連帯シテ責任ヲ負フ」と。

内閣ハ確かに帝国政府をして誠命を全うせしめたり、然れども、議会ハ、時勢ハ幾何なる彼等を刺激したり、彼等ハ政治的事業に精神を要するを故へられたり、而して其結局ハ、一に彼等の訓練と組織とにあるを数へられたり、よしんば其全なる責任ハ未だしとするも、然心なる数師たる内閣ハ、慈悲なる生徒を無視して、虎に角に用に供するべし、と、に、於て無能なりし原因の政然ハ、又以て長く帝国生存の資本となる能はざる也

翻ハ確かに帝国政府をして誠命を全うせしめたり、然れども、議会ハ、時勢ハ幾何なる彼等を刺激したり、彼等ハ政治的事業に精神を要するを故へられたり、而して其結局ハ、一に彼等の訓練と組織とにあるを数へられたり、よしんば其全なる責任ハ未だしとするも、然心なる数師たる内閣ハ、慈悲なる生徒を無視して、虎に角に用に供するべし、と、に、於て無能なりし原因の政然ハ、又以て長く帝国生存の資本となる能はざる也

翻ハ、現政府の地位ハ、恰も沙河に対峙せるクロパトキン閣下の軍隊の如く、其進命ハ刻一刻潰乱に迫りつゝあり、桂氏にして若し幾何にても自己の生命を保たんとならバ其途ハ他なし、聯帝が近く帝衆の専制政体を改革したるが如く、断然議会の権威を認めて、衆を自由の流に導くべく、国民を無視せず、議会を無視せず、以て輿論に応じ、以て公論に準ずるにあり、然らざれバ刻々時勢の所謂、急一致を要せざるに至る、其に、其失政を責むるもの鮮の如く起り、遂にハ時勢の鞭撻に過ぎざるべし

翻ハ不測の変にあり、自己の地位を以て神平不拔なりと信ずるとき、何ぞ知らん時勢の猛鞭其寸前に横はるを、桂氏なるもの心せよ、今日野に咲ける花、翌日ハ畑に投げ入れらるゝに非ずや

露國の手廻し

露國ハ列国に同盟を脱し、日本軍ハ遼西の中立を侵害せるを責め、日本軍ハ遼西の中立を侵害せるを責め、露国ハ、清国ハ、日本軍ハ、清国ハ、露国ハ、日本軍ハ、清国ハ、露国ハ、日本軍ハ、清国ハ、露